◎新潟県選挙管理委員会告示第74号

令和４年７月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙（点字投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、白色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

令和４年６月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　天井　貞